



続・「実務家教員」体験記

松原 明紀

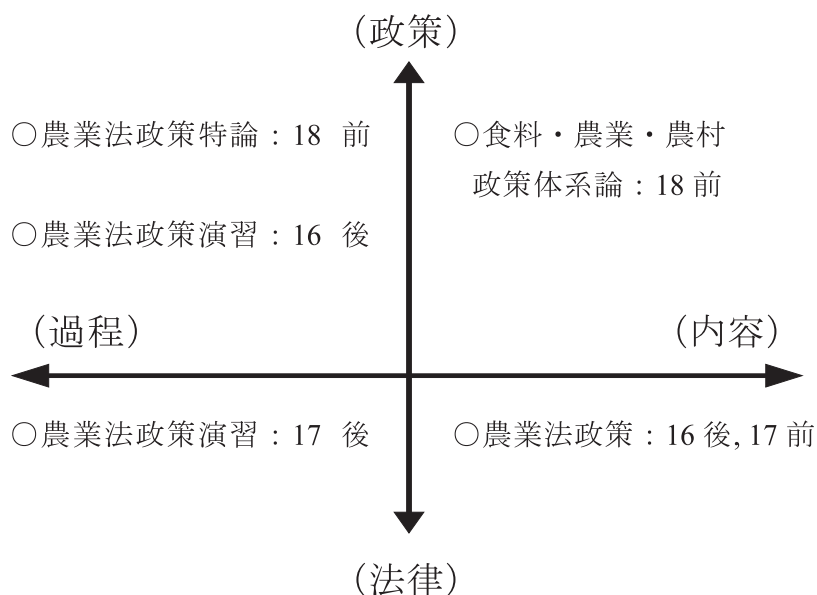
前回（農林水産政策研究所レビューNo.22）のコラムでは、講義のコンセプト（実務家教員の行う教育）作りについて触れたが、これを具体化するものとして、平成16年度後期から平成18年度前期にかけての2年間で6つの講義を行った。

私が所属したのは「法学部」と「公共政策大学院」であったことから、「法律」↔「政策」の軸と「過程（政策・法律が形成されるプロセス）」↔「内容（政策・法律の中身）」の軸で形成される4分野を網羅するように農業政策及び農業法関係の講義を行おうと考えたためである。この試みは、「前例」を作った点において有意義であったと考えている。

着任して最初に担当した講義は「農業法政策」であった。これは、農業法全般について、どのような政策的背景の下に、どのような内容であるかを法律ごとに解説しようとするものである。この準備に当たっては、講義資料の作り方について気を遣った。前回触れたとおり、標準的な教科書がなく、また、役所の資料の単純な流用というのも学生に失礼と考えたためである。

教科書を用いない場合の講義資料は、大きく分けて、①パワーポイントを用いるもの（最近の若手教員に多い）、②講義ノートを手持ちで準備して、講義では板書しつつ読み上げるもの（最近は少なくなった）、③講義ノートを手持ちで準備しつつ、箇条書き程度のレジュメを別途準備するもの（おそらく最も多い）の—3つが考えられる。私は③を目指して、まずは講義ノートをなんとか作成したが、次の段階であるレジュメの作成まで行き着かず、結局は、講義ノートをほぼそのまま配布する羽目に陥った。

受講者の評価は、「早口（役人である実務家教員の共通の欠点！）であるが、聞き落としても講義ノートに書いてあるから助かる」との肯定的評価（普通の反応？）と「講義ノートを配るなら、それに沿ってただ話すのでは、講義に出席する意味がない」との否定



的評価（真面目な反応）に二分され、後者には大いに反省させられた。途中からは、講義ノートを金科玉条のものとせずに、反応を見ながらメリハリを付けて講義するように改めたのは言うまでもない。

このように四苦八苦しながら講義を進めていったが、講義を行うことが次第に楽しいものになっていった。

講義の準備を始めた頃は、行政官（政策立案者）としてこれまで数多く務めてきた「講演」の延長線上で「講義」を行えばよいのだろうと思ったこともあったが、シラバス（講義要綱）を作成し、更に実際に講義に臨む中で、それは間違いであることに気付いた。

両者の形式上の違いとしては、対象者（講演：主として農業・農政関係者、講義：農業・農政の専門家ではない学生）、時間（講演：1～2時間、講義：90分×十数回（1期＝半年の場合））、テーマの広さ（講演：主として特定テーマ、講義：原則として対象分野の全内容）がある。加えて、「講演」は講演する側が政策立案過程を通じて得た知識を前提に、一方的にその知識を披露することでも足りるが、「講義」は学生に伝えるべきこと（往々にして、自分の経験や知見が少ない分野も含まれる）を体系的に伝えるために、十数回の長丁場を見通したストーリーを組み立てて臨まなければならない。また、食料・農業・農村をめぐる世間の状況を頭に入れ、関連する学問分野（農業経済学、農業経営学等の農業分野だけではなく、憲法、民法、行政法、政治学、行政学等の法律学・政治学分野も）も一定水準までは自分のものとしておく必要がある。

このように講義の準備を行い、教壇に立って学生の反応や理解度合いを見ながら講義を進め、更に新鮮な発想を有する学生と質疑応答を行うことが、広く、かつ、深く「学ぶ」契機となる。このような「講義」の奥深さの一端に触れられたことは得難い知的体験であったのだと考えている。